

令和8年度版



# 日本保育士協会

## 継続入会と新規入会のご案内

ご注意

現在会員である方も含め、  
改めて入会手続きが  
必要となります！



## 日本保育士協会入会のメリット

1

### 保育士のための組織・活動への支援

保育士に必要とされる専門的な知識・技能の向上に資する施策の実施や安心して働ける環境づくりなどの活動を行います。

- ① 専門性の向上に関する事業(研修会の実施、各種情報提供 など)
- ② 保育の普及活動に関する事業(情報誌の発行、各種広報活動の実施 など)
- ③ 安心して働ける環境の整備に関する事業(保育士賠償責任保険制度の運営 など)

2

### 低廉で入会しやすい会費

たくさんの保育士の皆さまにご入会いただけるよう、会費は年間2,000円の低廉な設定となっています。

3

### 安心の賠償責任保険付

入会すると、保育士が行う保育業務によって損害賠償請求された場合に対応できる賠償責任保険が自動的に付帯されますので、安心です。

入会期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

入会手続き締切日

令和8年3月23日

## 入会資格・会費・会員期間

入会資格	保育士の資格を有し、原則として、社会福祉法人が運営する保育所(園)または認定こども園にて保育業務に従事する者。	保育所(園)に勤務している方であっても、保育士資格のない看護師・調理師などは入会できません。
会費	2,000円(1年分) ※途中入会の会費は下記	会費には会員期間中の保育士賠償責任保険の保険料相当額を含みます。
会員期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※保険期間は、4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時	現在会員である方も含め、年度ごとに改めて更新手続きが必要となります。

会員証の発送 4月入会は4月末までに発送予定 ●5月以降入会は入会月の10日頃発送予定

## 途中入会

いつでも入会ができます。  
年度途中の入会は、手続の時期により入会開始日と会費が下表のとおりとなります。

入会手続締切日	入会開始日	会費	入会手続締切日	入会開始日	会費
令和8年 3月20日まで	令和8年 4月1日	2,000円	令和8年 9月20日まで	令和8年10月1日	1,250円
令和8年 4月20日まで	令和8年 5月1日	1,880円	令和8年10月20日まで	令和8年11月1日	1,130円
令和8年 5月20日まで	令和8年 6月1日	1,750円	令和8年11月20日まで	令和8年12月1日	1,000円
令和8年 6月20日まで	令和8年 7月1日	1,630円	令和8年12月20日まで	令和9年 1月1日	880円
令和8年 7月20日まで	令和8年 8月1日	1,500円	令和9年 1月20日まで	令和9年 2月1日	750円
令和8年 8月20日まで	令和8年 9月1日	1,370円	令和9年 2月20日まで	令和9年 3月1日	620円

締切日の20日が土・日・祝日のときは翌営業日

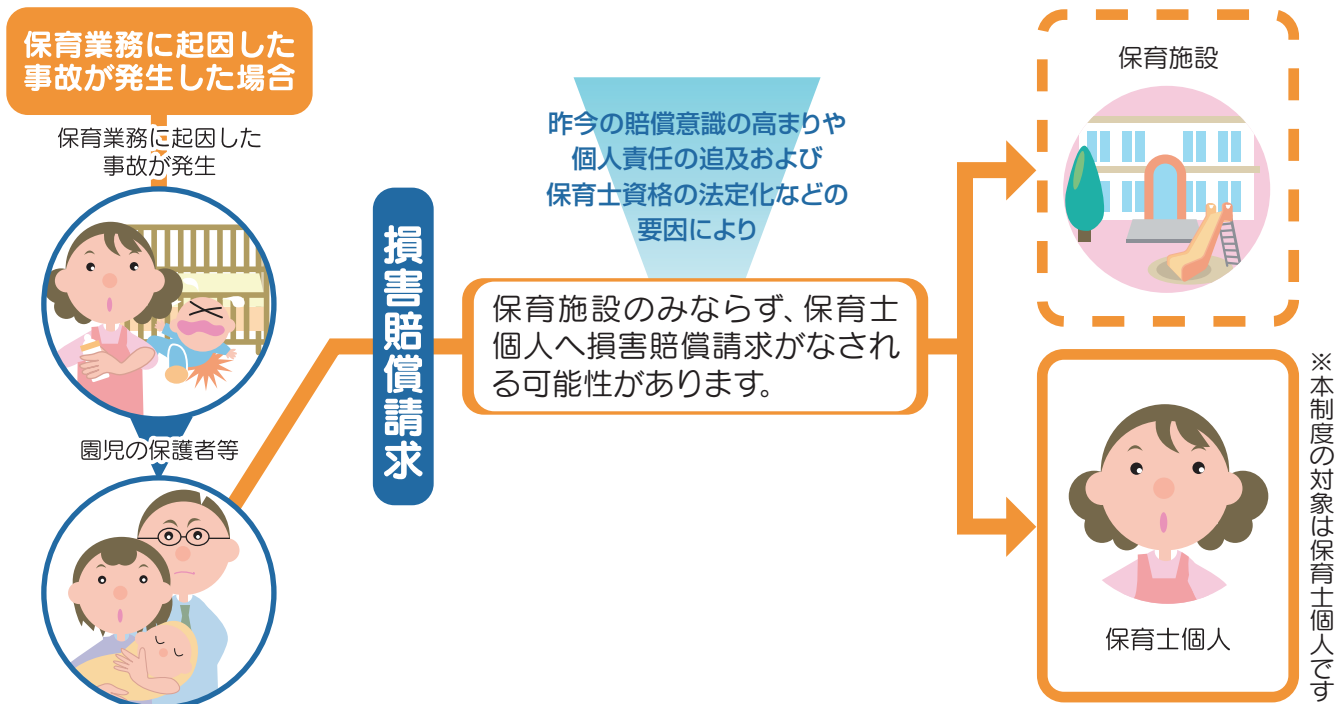
いずれの場合も、会員期間満了は令和9年3月31日となります。

## 保育士賠償責任保険制度について

保育士の皆さまが行う保育業務に起因した事故により、保育士個人に法律上負担しなければならない損害賠償請求がなされた場合に補償される保険制度です。

この保険制度は、日本保育士協会が行う事業の一つとして運営するもので、入会された保育士の皆さまは自動的に補償の対象者(被保険者)となります。

なお、この保険制度は、保育士賠償責任と補償内容が重複する他の保険契約などがある場合に、他の保険契約と重複してお支払いされませんので、ご注意ください。



## 補償内容

日本国内で保育士が行う保育業務によって、他人の身体の障害\*<sup>1</sup>や財物の損壊\*<sup>2</sup>・人格権侵害\*<sup>3</sup>が発生したため、**保育士個人が法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。**(注)

\* 1 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡なられた場合を含みます。

\* 2 有体物の滅失、損傷または汚損です。(紛失は含みませんのでご注意ください。)

\* 3 名誉棄損や秘密漏洩(個人情報漏洩を含みます。)をいいます。

**(注) 保育施設に損害賠償が請求された場合であっても、保育士個人の責任があるとされ、保育施設から求償権に基づく損害賠償請求が保育士に行われる場合も、対象となります。**

補償限度額(保険金額)		事故の例	
<b>賠償責任</b> (下記①～⑤)	<b>1事故 1億円</b> 自己負担額 1,000円	園児の衣類や持ち物などを誤って破損してしまった。 	食品アレルギーを持っている児童に誤ってアレルギー物質を含む食品を食べさせてしまった。 
<b>初期対応費用など</b> (下記⑥～⑧)	<b>期間中 500万円</b> お見舞金は… 死亡時 50万円 死亡以外 3万円	園児の体調不良を聞いていたにもかかわらず失念し、無理な運動をさせたため、園児が心臓発作を起こし死亡した。 	園児や保護者の個人的な情報を外部に漏洩し、プライバシー侵害で訴えられた。 

## お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	被害者に支払うべき損害賠償金(判決により支払いを命じられた訴訟費用および遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	損害賠償請求が提起されるおそれのある状況が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	第三者に対して損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出された費用
④争訟費用	訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用 など
⑤協力費用	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて協力するために支出された費用
⑥初期対応費用	事故等の現場保存費用、記録費用、原因調査費用 など
⑦争訟対応費用	賠償請求がなされ、その対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、調査費用 など)
⑧対人見舞費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出された見舞金、見舞品の購入費用

※④⑤⑥⑦⑧は、結果的に被保険者に損害賠償責任のないことが判明した場合でもお支払いします。

※これらの費用の支出には損保ジャパンの同意が必要となる場合があります。

※上記保険金の他、保育士が就業中の偶然な事故により発生したケガによって死亡または後遺障害を被った場合にお見舞金をお支払いします。

このお見舞金の詳細につきましては、日本保育士協会のホームページをご覧ください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 保育士またはこれらの者の法定代理人の故意
- 通勤途中におこした事故によって負担する損害賠償責任
- 保育士が所有する物、および占有、独占的に使用または管理する他人の財物の損壊について負担する損害賠償責任
- 業務に従事中の保育士の使用人の身体の障害について負担する損害賠償責任
- 業務を行う施設もしくは設備または自動車、航空機、車両、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償請求
- 身体に対する物理的攻撃、言動による脅し、嫌がらせもしくは無視などの心理的圧迫を、特定の者に対し反復継続してもしくは反復継続する意思をもって行うことにより苦痛を与えたことに起因する損害賠償請求
- 保育士によるまたは保育士の指示による、性的嫌がらせに起因する損害賠償請求
- 著作権の侵害に対する損害賠償請求
- 入会以前の行為に起因する損害賠償責任
- 入会時に既に損害賠償請求がなされるおそれがある状況を知っていた場合、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- 犯罪行為または他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- 保育士によるまたは保育士の指示による、暴行または殴打に起因する損害賠償請求
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- 事故が発生したときから損害賠償請求された時まで継続して加入していなかった場合。(ただし、事故が発生したときには加入していて、事故発生翌年度は継続加入していないが、事故発生直後1年以内に損害賠償請求された場合はお支払いの対象となります。) など

保育士賠償責任保険の詳細につきましては、日本保育士協会のホームページをご覧ください。

## 保育士賠償責任保険制度に関する注意事項

- この保険制度は、日本保育士協会を契約者、日本保育士協会会員を被保険者とする団体契約であり、損保ジャパンにて保険契約の引受を行っております。
  - この保険制度の保険期間は、令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時までとなります。
  - 万一事故が発生し損害賠償の請求を受けた場合には、ただちに取扱代理店までご連絡ください。事故の対応についてご案内いたします。ただちにご連絡がいただけない場合、保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。
  - 本紙はこの保険制度の概要を説明したものです。詳しくは、下記の取扱代理店までお問い合わせください。
- ※保険金請求については時効(3年間)がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先  
(取扱代理店)

株式会社アライブ Tel: 03-3479-4334

## Q & A

Q 非常勤保育士ですが入会できますか？

A できます。

Q 社会福祉法人以外の保育施設に勤務しているが加入できますか？

A できません。

Q 保育施設の職員(看護師・調理師・事務等)ですが、保育士の資格はありません。入会できますか？

A できません。入会資格は保育士資格を有し保育施設において保育業務に従事している者となります。

Q 日本保育士協会へは入会せず、保険のみの加入はできますか？

A できません。日本保育士協会会員以外は、保険加入できません。

Q 途中入会できますか？

A できます。会費は手続の時期により異なります。中面の「途中入会」欄をご覧ください。

Q 途中退職した際に会費の返金はありますか？

A ありません。退職後も保育士賠償責任保険は令和9年4月1日午後4時まで有効です。

Q 通勤途中におこした事故による賠償責任は対象となりますか？

A 対象となりません。

Q 園児の持ち物を紛失してしまった場合の賠償責任は対象となりますか？

A 紛失は、対象となりません。(破損は対象)



## 入会手続き方法

STEP  
1

日本保育士協会のHP(下記URL)から「保育園マイページ」へアクセスし、必要な情報を各施設単位でまとめて入力・登録してください。

STEP  
2

日本保育士協会専用の「ゆうちょ銀行の払込取扱票」(お手元がない場合は下記へ連絡)を使用して、「入会者数分」の会費を各施設単位でまとめて払い込んでください。

STEP  
3

加入者お一人ずつに「日本保育士協会 会員証」が発行され、各施設にまとめてお送りします。

4月更新・入会は**4月末まで**に発送予定です。

5月以降入会の場合は、入会月の10日頃に発送します。



一般社団法人

日本保育士協会

〔事務局〕

〒103-0003

東京都中央区日本橋横山町3-8 U・Mビル3F

tel 03-6825-8803 fax 03-6825-8802

受付時間：平日9：30～17：00

URL: <https://www.hoikushi-kyo.jp>